

令和7年度随意契約一覧表【市民人権部】

令和7年10月1日から令和7年12月31日までの随意契約

担当課	契約名	契約日	契約相手方	契約期間（納入期限日）		契約金額（円）	契約内容の概要	該当条文	業者選定の理由
市民窓口課	Jip-Base利用料（戸籍情報システム）	令和7年10月31日	日本電子計算 株式会社 大阪支店	令和7年11月1日	～ 令和8年3月31日	1,243,000	戸籍情報システムのクラウド化に伴い日本電子計算株式会社が管理するJIP-Base上に構築した戸籍サーバの利用料契約	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	戸籍情報システムは、契約相手方が提供するクラウド環境にて構築しており、日本電子計算株式会社大阪支店がクラウド環境を管理していることから同社との随意契約を希望するものです。
市民窓口課	住民基本台帳ネットワークシステム機器更改業務	令和7年11月28日	日本電子計算 株式会社 大阪支店	契約日の翌日	～ 令和8年1月16日	5,955,180	住民基本台帳ネットワークシステムは、全国の自治体の住民基本台帳をネットワーク化し、全国共通の本人確認を実現する仕組みであり、地方公共団体情報システム機構（以下「機構」）によって構築され、運用されています。このシステムは平成14年8月の稼働開始以来、安定した運用を維持するために機構からの指示に基づき、全国の市町村が定期的に一斉に機器更改を実施してきました。今般、この定期機器更改業務について、委託するものです。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	契約相手方は、本システムの導入業者であり、住民基本台帳ネットワークシステムと連携する住民記録システムの開発業者でもあります。そのため、不具合発生時の原因究明や迅速な対応が可能な唯一の業者です。他社による機器更改作業は事実上困難であると考えられるため、特命随意契約を希望します。
市民窓口課	住民基本台帳ネットワークシステム機器購入	令和7年10月15日	日本電子計算 株式会社 大阪支店	令和7年10月15日	～ 令和7年11月28日	15,191,000	住民基本台帳ネットワークシステムは、全国の自治体の住民基本台帳をネットワーク化し、全国共通の本人確認ができるシステムで、地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）が構築し運用しています。平成14年8月の稼働以来、システムの安定稼働のため、機構からの指示のもと、全国の市町村が一斉に定期的に機器更改を実施しており、直近では令和元年度に実施しています。今回の定期機器更改は、11月30日までに完了する必要があることから機器購入を行うものです。	地方自治法施行令第167条の2第1項第8号	指名競争入札を行いました。不調となりました。再入札には、期間を要すること、期限が定められた機器更改作業に当該機器を必要とするため、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定により、唯一入札希望のあった日本電子計算株式会社大阪支店との随意契約を締結するものです。